

長野広域連合監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和元年9月27日

長野広域連合監査委員 鈴木栄一

同 酒井康臣

## 第1 監査の対象及び期日

監査の対象及び期日は、次表のとおりである。

月 日	対 象
8月22日	久米路荘、信州新町デイサービスセンター
	小布施荘
	矢筒荘
8月26日	豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター、戸隠在宅介護支援センター
	はにしな寮
	最終処分場(現場確認)
8月27日	須坂荘
	養護・特養松寿荘、若槻デイサービスセンター
	事務局総務課(議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局含む)、事務局福祉課、事務局環境推進課
8月28日	

## 第2 監査の方法

平成30年度、令和元年度の財務に関する事務の執行が関係法令にのつとり適正かつ効果的に行われているか、また、予算の執行等が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、全所属を対象にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係職員から説明聴取を実施するとともに、監査重点項目及び監査項目を設定し、関係書類の監査を実施した。

### 【監査重点項目】

- 1 介護報酬の収入に関する事務
- 2 利用者預かり金に関する事務
- 3 現金・金券類の取扱いに関する事務

### 【監査項目】

- 1 収入に関する事務
- 2 支出に関する事務
- 3 契約に関する事務
- 4 財産管理に関する事務

### 第3 監査の結果

財務に関する事務の執行等については、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事例が見受けられた。

軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促したので省略した。改善を要する事例については、次のとおりである。

#### 1 支出に関する事務

(1) 施設で管理している郵便切手受払簿の使用内容の記入漏れが見受けられた。

また、郵便切手受払簿の所長決裁印漏れが見受けられた。

金券の使用状況については特に注意を払い、適正な管理をされたい。

【はにしな寮】

(2) 支出負担行為伺書物品購入・印刷依頼書に記載すべき見積後の契約額について、記載漏れが見受けられた。

見積もり合わせ等の実施後は、その結果について必要事項記載しておくこと。

【小布施荘】

(3) 物品の購入に係る事業者からの見積書の徵収において、事業者代表者印が押印されていないものが見受けられた。

また、支出負担行為伺書物品購入・印刷依頼書について、起案日より早い日付で見積書が提出された事例が見受けられた。

物品の購入に当たっては、契約事務を適正に行われたい。

【須坂荘】

#### 2 契約に関する事務

(1) 契約に関する支出負担行為の起案において、決裁年月日及び行政情報責任者印漏れが散見された。

行政情報取扱規定に基づき適正な事務処理をされたい。

【環境推進課】【はにしな寮】

### **3 財産管理に関する事務**

- (1) 平成 30 年度に購入した物品のうち、介護用電動ベッド及び静養室エアコンについて、備品シールの貼付漏れが見受けられた。  
購入後は速やかに備品台帳への登録を行い、備品シールを貼付し、適正な管理に努められたい。

【はにしな寮】